

「毒物劇物取扱者 オリジナル問題集 改訂新版」正誤表

初版 第1刷

技術評論社 書籍編集部

お詫びと訂正

本書の以下の部分に誤りがありました。ここに訂正するとともに、ご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

(2024年4月15日更新分)

p.47 上から1行目

誤	『毒物劇物営業者は、左の各号の一に該当する場合には、30日以内に、製造業又は輸入業の登録を受けている者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に、販売業の登録を受けている者にあつてはその店舗の所在地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
正	『毒物劇物営業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、30日以内に、その製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

以上